

発議第4号

別紙のとおり佐野淳祥議員による政務活動費の不適切使用に対する問責決議
(案) を提出する。

令和7年6月27日提出

発議者 三島市議会議員
村田耕一 服部正平
河野月江 甲斐幸博
川原章寛 宮下知朗
岡田美喜子

佐野淳祥議員による政務活動費の不適切使用に対する問責決議（案）

三島市議会では、議会基本条例第16条 政治倫理において、『議員は、選挙により負託を受けた主権を有する市民の代表であるとの自覚の下、高い倫理観を備え、品位の保持に努めなければならない。』と定めている。

しかし、佐野淳祥議員は、令和7年2月から3月にかけ、三島市役所に設置されたコピー機で私的な資料を相当数印刷し、令和6年度の緑水会に交付された政務活動費としてその経費を処理した。この2月3月に緑水会で使用されたコピー枚数はカラーコピーで3,267枚、モノクロコピーで3,076枚であった。

経費の中でコピー代が突出していることに対して会派で話し合いをしたところ、佐野議員がコピーしたものであることがわかり、その使途が地方自治法や三島市議会政務活動費の交付に関する条例等に合致しているか問われた際、三島市新庁舎建設基本構想の資料を印刷したとの答弁を繰り返し、詳細には語ろうとしなかった。

このことは、議会基本条例第19条 政務活動費の第1項『これを有効かつ適正に執行しなければならない。』及び第2項『使途について、透明性を確保するとともに、市民等に対する説明責任を果たさなければならない。』との規定に反するものである。

過日、自宅事務所の印刷機で当該資料を印刷した費用との等価交換をしようとしたものであり、認識が不足していたとの弁明とともに、全額を返還した。その後、議会の求めに応じ5月12日顛末書が提出されたが、自宅事務所でのコピー枚数があいまいな記述だったため、議会より再度提出を求めたところ5月29日に再提出された。内容は自宅事務所のコピー機の履歴画面の写真で、枚数については等価交換に相当しない枚数であったが具体的な説明はなされなかった。

その後、6月18日に各議員へ書面での謝罪文書が配付されたが、説明や資料の大半はコピー機不適切使用の説明ではなく依然どのような私的文書を何枚不適切にコピーしたのかについては明らかにされていない。

佐野淳祥議員は4月末日に返金し謝罪を述べているが、その説明は遅く説明内容は不十分と言わざるを得ず、このような状況を放置しておくことは三島市議会の信頼を著しく損なうものである。

よって、佐野淳祥議員に対して、議員としての責任を問うものである。

なお、三島市議会としても、本件を個人の問題とせず、信頼の回復に向けて、再発防止に取り組んでいくこととする。

以上、決議する。

令和7年6月27日

三島市議会